

(仮称) 池田市バリアフリーマスタープラン (案)

に対するご意見とそれに対する本市の考え方

1. 実施内容

趣旨

高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律が平成 30 年 5 月に改正され、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化の一つとして、市町村がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度が創設されました。本市におきましても、バリアフリーのまちづくりに向けた方針を示すため、「(仮称) 池田市バリアフリーマスタープラン (案)」の策定を検討しています。この度、計画の策定に向け、広く市民等の皆様の意見を伺うため、パブリックコメント手続を実施しました。

提出期間

令和 3 年 1 月 1 2 日 (火) ~ 令和 3 年 2 月 2 日 (火) (郵送の場合は必着)

提示資料

(仮称) 池田市バリアフリーマスタープラン (案)

2. 意見提出状況とご意見に対する本市の考え方

意見提出状況

提出者数 0 名

提出件数 0 件

パブリックコメントに対する本市の考え方

※ご提出いただいた意見は、趣旨を変えない範囲内で文言の調整等をしているものがあります。

No.	意見の概要	本市の考え方
		市民等の皆様のご意見を募集しましたが、パブリックコメントとしてのご意見はありませんでした。

3. 問合せ

都市整備部交通道路課 (TEL 072-754-6281)